

議案第 15 号

桐生市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例案

桐生市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 15 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

桐生市立公民館の設置及び管理に関する条例(昭和 35 年桐生市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 中「川内体育館 桐生市川内町五丁目 1575 番地」、「川内運動場 桐生市川内町五丁目 1575 番地」を削る。

別表第 3 中

「

川内体育館	全館専用	320 円
菱体育館	全館専用	320 円
西運動場	全面専用	170 円
南運動場	全面専用	170 円
川内運動場	全面専用	170 円

」

を

「

菱体育館	全館専用	320 円
西運動場	全面専用	170 円
南運動場	全面専用	170 円

」

に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議 案 説 明

議案第 15 号 桐生市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例案

旧川内北小学校跡を桐生みやま園移転用地として活用することに伴い、川内体育館及び川内運動場を廃止するため、条例から削除するものです。